

意見書（案）第38号

SNS等インターネット上の誹謗中傷の抑止と被害者救済の強化を求める意見書

上記の意見書（案）を別紙のとおり提出する。

令和7年12月19日

三鷹市議会議長 伊藤俊明様

提出者	三鷹市議会議員	おばた 和 仁
賛成者	〃	岩 見 大 三
〃	〃	高 谷 真一朗
〃	〃	谷 口 敏 也

SNS等インターネット上の誹謗中傷の抑止と被害者救済の強化を求める意見書

SNS等では自由な情報発信が可能となる一方、匿名による誹謗中傷や個人情報の流布など、深刻な人権侵害が後を絶たず、国民生活に重大な影響を与えている。これらの問題は、生命や尊厳を脅かす事態を引き起こしており、人間の尊厳を重んじる社会の実現という観点からも看過できない。

本年4月に情報流通プラットフォーム対処法が施行されたが、対象事業者が限定されているほか、削除判断は依然として事業者の自主性や司法判断に委ねられ、迅速な救済が十分とは言い難い。また、発信者情報開示制度も、手続の長期化や費用負担から被害者が開示請求を断念せざるを得ない場合がある。

情報が短時間で拡散するインターネットの特性を踏まえれば、早期救済と再発防止に向けた実効性ある制度整備は喫緊の課題である。とりわけ、誹謗中傷の抑止と被害者救済は、誰もが安心して利用できる「安全安心なデジタル社会」の構築に不可欠であり、人格の尊重を重視する立場からも強化が求められる。

よって、本市議会は、政府に対し、下記の事項について速やかに措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 SNS事業者等による削除等の自主的取組を促進するとともに、ネットモニタリング体制の構築など、誹謗中傷防止策を強化すること。また、対処法の義務対象外の事業者にも同様の対応を促すこと。
- 2 被害者救済の迅速化のため、発信者情報開示までの期間短縮など、負担軽減につながる制度改正を早急に行うこと。
- 3 インターネットの適切な利用に関する教育、啓発の充実と、被害者相談体制のさらなる強化を図ること。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和7年12月19日

三鷹市議会議長 伊藤俊明